

業務マニュアル	地総-13
業務担当者用	

廃棄期日	後日通知
------	------

平成30年6月1日

地域警察官による微罪処分事件及び 簡易書式例事件の処理要領について

大阪府警察本部地域部

地 域 総 務 課

目 次

第1 趣旨

第2 微罪処分の処理手続き

1 地域警察官が処理することができる微罪処分対象事件	1
(1) 要件	
(2) 対象罪種、手口等	
2 具体的な処理要領	2
(1) 被疑者の任意同行と地域係長への報告	
(2) 被疑者の身分確認及び犯歴等の照会	
(3) 地域係長の擬律判断	
(4) 微罪処分事件処理の決定	
(5) 取扱い警察官による被疑者の取調べ、被害者からの事情聴取	
(6) 事件処理担当者による捜査管理と具体的指示	
(7) その他作成する書類等	
3 決裁及び引継ぎ	6

第3 簡易書式例事件の処理手続き

1 地域警察官が処理することができる簡易書式例対象事件	7
(1) 要件	
(2) 対象罪種又は法令名、手口等	
2 具体的な処理要領	8
(1) 被疑者の任意同行と地域係長への報告	
(2) 被疑者の身分確認及び犯歴等の照会	
(3) 地域係長の擬律判断	
(4) 簡易書式例事件処理の決定	
(5) 取扱い警察官による報告書の作成、被疑者、参考人の取調べ	
(6) 捜査主任官による捜査管理と具体的指示	
(7) その他作成する書類等	
(8) 送致書類の編冊	
3 決裁	14
4 引継	14

【参考資料】

大阪府警察捜査関係書類簿冊処理規程第2条関係

- ・ 微罪処分手続書（別記様式第30号）

【参考資料1】

「司法警察職員捜査書類簡易書式例」の全部改正について

（平成30年4月4日最高検企第106号）関係

- ・ 供述調書（甲の1）（（簡）様式第6号） 【参考資料2】
- ・ 供述調書（甲の2）（（簡）様式第6号の2） 【参考資料3】
- ・ 供述調書（乙の1）（（簡）様式第7号） 【参考資料4】
- ・ 供述調書（乙の2）（（簡）様式第7号の2） 【参考資料5】
- ・ 任意提出書・領置調書・仮還付請書（甲の1）（（簡）様式第4号） 【参考資料6】
- ・ 任意提出書・領置調書・仮還付請書（甲の2）（（簡）様式第4号の2） 【参考資料7】
- ・ 実況見分調書（甲の1）（（簡）様式第5号） 【参考資料8】
- ・ 実況見分調書（甲の2）（（簡）様式第5号の2） 【参考資料9】
- ・ 送致書（（簡）様式第8号） 【参考資料10】

第1 趣旨

このマニュアルにおいて、既達「地域警察における微罪処分及び簡易書式例の対象事件等について」（平成30年5月29日例規（地総・刑総・生総）第62号）で定める地域警察における微罪処分及び簡易書式例の具体的な処理要領を定める。

第2 微罪処分の処理手続き

地域警察官が微罪処分する不拘束の[REDACTED]事件は、次の手続きによって処理する。

1 地域警察官が処理することができる微罪処分対象事件

(1) 要件

ア 軽微で、処罰を要しないと明らかに認められるものであること。ただし、次に掲げる事件を除く。

(ア)

(イ)

(ウ)

イ 被疑者が、次のいずれにも該当する者であること。

(ア)

(イ)

(ウ)

(2) 対象罪種、手口等

ア

イ

ウ

2 具体的な処理要領

(1) 被疑者の任意同行と地域係長への報告

被疑者を取り扱った地域警察官は、被疑者を交番又は警察署等（以下「交番等」という。）に任意同行し、直属の地域係長（不在の場合は、他の地域係長）に事件の概要を報告する。

(2) 被疑者の身分確認及び犯歴等の照会

ア

イ
ウ

(3) 地域係長の擬律判断

ア 報告を受けた地域係長は、直ちに当該交番等に臨場し、事件の概要を把握したうえ、微罪処分による処理が相当かどうかの擬律判断を行う。

その際、的確に事実認定を行い、犯罪の構成要件及び可罰性を充分検討する。

微罪処分による事件処理が相当と判断した場合は、地域課長（地域交通課長を含む。地域課長が不在の場合は地域課長代理、刑事課長（生活安全刑事課長を含む。以下同じ。）又は当直管理責任者。以下同じ。）に報告を行い、その指揮を受ける。

イ

地域警察官が処理することが不適当と認められる事件は、直ちに被疑者、関係書類とともに刑事課又は生活安全課に引き継ぐものとする。

(4) 微罪処分事件処理の決定

ア 地域課長は、地域係長からの報告に基づき、微罪処分事件として地域警察官が処理することが相当であると認めたときは、警察署長事件指揮簿（以下「事件指揮簿」という。）により、警察署長の指揮を受けて微罪処分の処理を決定する。

イ 地域課長は、地域係長の中から事件処理担当者を指名し、事件処理に当たらせる。

ウ 地域課長は、概ね1ヶ月を事件処理期限として、事件処理担当者を捜査指揮する。

エ 地域課長は、取扱い警察官が取調べ又はこれに準ずる場所において、午後10時から翌日の午前5時までの間に被疑者取調べを行うとき、又は、1日につき8時間を超えて取調べを行うときは、事件指揮簿により警察署長に事前の承認を受ける。

なお、午後10時から翌日の午前5時までの間に被疑者と判明した事件の被疑者取調べについては、類型的に事前の承認を与えられたものと見なし（事前承認の特例）、あらためて事前の承認を受ける必要はないが、事件指揮簿備考欄に、被疑者と判明した時間及び「取調べにつき特例承認」である旨を記載し、当直管理責任者等が押印する。

署長に代わって当直責任者から事前承認を受ける場合の記載例

事前承認の特例に当たる場合の事件指揮簿への記載例

署長		平成30年3月8日	被疑事件被疑者を本 署に任意同行したので取調べしてよろ しいか	被疑者と特定した日時
		午前0時10分		3月7日午後11時45分
副署(次)長			当該	取調べにつき特例承認 当該

(5) 取扱い警察官による被疑者の取調べ、被害者からの事情聴取

ア 被疑者の取調べ

(ア) 取調べ室又はこれに準ずる場所において、午後10時から翌日午前5時までの間に被疑者の取調べを行うときは、事前承認を受ける。

(イ) 取調べの際は供述拒否権を告知する。

(ウ)

(エ) 被疑者に訓戒を与える。なお、被疑者に対する訓戒については、事件処理担当者が自ら行う場合を除き、原則として検挙した地域警察官以外で当該地域警察官より上位の階級にある地域警察官に確実に行わせるものとする。

(オ) 原則として取調べ状況報告書の作成の必要は無いが、

被疑者を一旦帰宅させる等、

捜査が後日に及ぶときは、取調べ状況報告書を作成しておく。

なお、この場合、取調べ状況報告書の作成要領等については、簡易書式例対象事件の処理要領に準じる。

(カ) 事件処理担当者の指揮の下に、被疑者の承諾を得て、指掌紋記録及び被疑者写真記録を作成するとともに、口腔内細胞を採取する。

イ 被害者に対する措置

(ア)

(イ)

(ウ)

(エ)

ウ 身柄引請人に対する措置

(ア) 親族、雇主その他被疑者を監督する立場にある者、又はこれに代わるべき者を呼び出し、身分証明書等を呈示させ、被疑者との間柄を確認し、今後の監督について注意を与え、所要事項の記載及び署名、押（指）印を求める。

なお、この措置については、事件処理担当者が自ら行う場合を除き、原則として検挙した地域警察官以外で当該地域警察官より上位の階級にある地域警察官に確実に行わせるものとする。

(イ)

(6) 事件処理担当者による捜査管理と具体的指示

指定された事件処理担当者は、事件概要を把握したうえ、総合捜査支援システムにより事案ファイルの登録等を行うとともに、処理に当たる地域警察官に処理手順及び手続き等について次のとおり具体的な指揮に当たる。

ア 取調べ関係

(ア) 取調べを担当する地域警察官に、監督対象行為に該当する行為や取調べ時間について指導し、監督対象行為の絶無を図る。

なお、取調べ経験が少ない地域警察官が取調べる場合は、必要に応じて、取調べ室内に入り、取調べの状況を確認するために立会い、取調べ官に指導、指示を行う。

(イ) 取調べ関係

取調べ状況報告書を作成した場合は、その写しにより警察署長の決裁を受ける。

イ 証拠品等の措置

(ア) 証拠品等は、特に必要な場合を除いては、領置の手続きはとらず、事件処理担当者が立会いして直接被疑者から被害者又は所有者に返還させる。

(イ) 直接返還できない場合は、被疑者から任意提出を求め領置し、領置調書(甲)を作成した後、押収品目録交付書を交付するとともに、その経過を明らかにする捜査復命書を作成し、事後被害者に還付し、還付請書を徴するよう指示する。

ウ 指掌紋記録及び被疑者写真記録の作成と口腔内細胞の採取

事件処理担当者は、被疑者の任意の承諾を得て、指掌紋記録及び被疑者写真記録の作成と口腔内細胞の採取の適否を判断した上、作成を指示する。

エ 微罪処分手続書【参考資料1】

微罪処分手続書は、事件処理担当者が必要な項目が間違いなく記載されていることを確認したうえ、事件処理担当者欄に署名、押印し、各手続書の契印を行う。

(7) その他作成する書類等

ア 身上調査照会

警察署の所在地及び警察署名を記載した返信用封筒(切手を貼付したもの)及び「捜査関係事項照会を行う場合の依頼文の同封について」(平成17年5月27日例規(府民・生総・地総・刑総・交総・備総)第77号)で定める依頼文を宛先に応じて作成し、同封すること。

イ 犯罪統計原票等の作成

(ア) 刑法犯認知情報票(未届けの場合)

(イ) 刑法犯検挙情報票

(ウ) 刑法犯被疑者情報票(成人)

ウ 被疑者カードの作成

事件捜査に従事した地域警察官が、捜査が終了し、被疑者の身元が判明した時点において作成する。

3 決裁及び引き継ぎ

- (1) 地域課長は、微罪処分手続書（関係書類を含む。）及び事件指揮簿により署長決裁を受け、刑事課長に引き継ぐ。
- (2) 一件記録（微罪処分手続書、捜査復命書、個人照会結果復命書等の関係書類）は刑事課で保管する。
- (3) 事件指揮簿は地域課で保管する。
- (4) 微罪処分事件の検察庁への報告は、刑事課で行う。

第3 簡易書式例事件の処理手続き

地域警察官が取り扱う簡易書式例対象事件については、次の手続きによって処理する。

1 地域警察官が処理することができる簡易書式例対象事件

(1) 要件

ア

(ア)

(イ)

(ウ)

(エ)

(オ)

(カ)

(2) 対象罪種又は法令名、手口等



※ 1



※ 2



※ 3



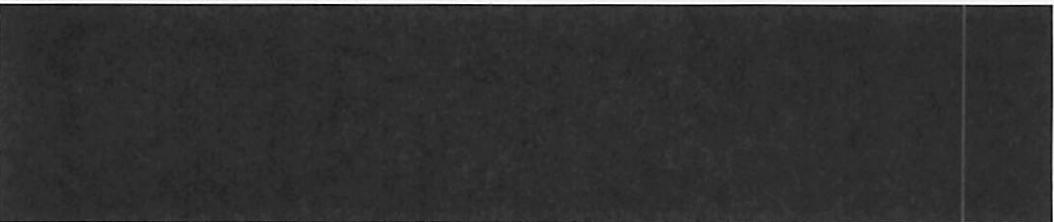
2 具体的な処理要領

(1) 被疑者の任意同行と地域係長への報告

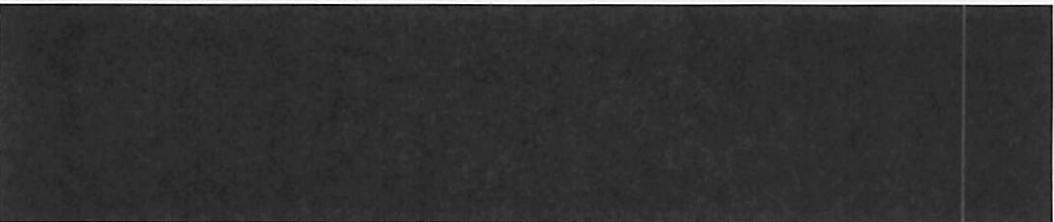
被疑者を取り扱った地域警察官は、被疑者を交番等に任意同行し、直属の地域係長（不在の場合は、他の地域係長）に事件の概要を報告する。

(2) 被疑者の身分確認及び犯歴等の照会

ア



イ
ウ



(3) 地域係長の擬律判断

ア 報告を受けた地域係長は、直ちに当該交番等に臨場し、事件の概要を把握したうえ、簡易書式例事件として処理することが相当かどうかの擬律判断を行う。

その際、的確に事実認定を行い、犯罪の構成要件及び可罰性を充分検討する。

簡易書式例事件による事件処理が相当と判断した場合は、地域課長に報告して、その指揮を受ける。

イ [REDACTED] 地域警察官が処理することが不適当と認められる簡易書式例事件は、直ちに被疑者、関係書類とともに刑事課又は生活安全課に引き継ぐものとする。

(4) 簡易書式例事件処理の決定

ア 地域課長は、地域係長からの報告に基づき、簡易書式例により地域警察官が処理することが相当であると認めたときは、事件指揮簿により警察署長の指揮を受けて事件着手する。

イ 警察署長は、地域係長の中から捜査主任官を指名し、捜査に当たらせる。

ウ 地域課長は、取扱い警察官が取調室又はこれに準ずる場所において、午後10時から翌日の午前5時までの間に被疑者取調べを行うとき、又は、1日につき8時間を超えて取調べを行うときは、事件指揮簿により警察署長に事前の承認を受ける。

なお、午後10時から翌日の午前5時までの間に被疑者と判明した事件の被疑者取調べについては、類型的に事前の承認を与えられたものと見なし（事前承認の特例）、あらためて事前の承認を受ける必要はないが、事件指揮簿備考欄に、被疑者と判明した時間及び「取調べにつき特例承認」である旨を記載し、当直管理責任者等が押印する。

署長に代わって当直責任者から事前承認を受ける場合の記載例

指揮 (承認)印	月 日 時	指揮(同)事項	備考
署長	平成30年4月1日 午後9時30分	[REDACTED] 被疑事件被疑者を取調べ中であるが、犯行状況の追及と、被害品の確認のため、午後10時以降も引き続き取調べることを承認する。 代 [REDACTED] 当直	
副署(次)長			

事前承認の特例に当たる場合の事件指揮簿への記載例

署長	平成30年4月8日 午前0時25分	[REDACTED] 被疑事件被疑者を本署に任意同行したので取調べしてよろしいか [REDACTED] 当直	被疑者と特定した日時 4月8日午前0時15分 取調べにつき特例承認 [REDACTED] 当直
副署(次)長			

(5) 取扱い警察官による報告書の作成、被疑者、参考人の取調べ

ア 犯罪捜査（事実現認）報告書の作成

被疑者の犯行を現認したときの状況又は捜査により被疑者の犯行であると認めるに至った経過を、犯罪捜査（事実現認）報告書に記載する。

イ 被疑者の取調べ

(ア) 取調べ室又はこれに準ずる場所において、午後10時から翌日午前5時までの間に被疑者の取調べを行うときは、事前承認を受ける。

(イ) 取調べの際は供述拒否権を告げる。

(ウ)

(エ) 被疑者を職務質問し、警察署等へ任意同行後、取調べ室又はこれに準ずる場所において取調べたときは、速やかに取調べ状況報告書を作成する。

なお、その場合は取調べ状況報告書の「その他参考事項」欄に、職務質問を開始した時刻を記載する。

(オ) 被疑者の取調べ途中に、指紋採取及び写真撮影等を行った場合は、その時間を「取調べ時間」欄、「休憩時間」欄に記載せず、「その他参考事項」欄に「○時○○分から△時△△分の間、指紋採取及び写真撮影等実施」と記載する。

(カ) 取調べ状況報告書は、当該取調べを行った日（当該日の翌日の午前零時以降まで継続して取調べを行ったときは、当該翌日の午前零時から当該取調べが終了するまでの時間を含む）ごとに作成する。

取調べ状況報告書記載例

取調べ状況報告書		
取調べ年月日	平成30年 4月2日	
取調べ時間	0:32~1:28	~
	1:56~2:35	~ ①
	2:57~4:18	~
休憩時間	2:35~2:57	~ ①
取調べ場所	○○警察署刑事課○号取調べ室	
取調べ担当者氏名	○○ ○○	
被疑者供述調書作成事実	有・無	1通
通訳人の有無及び通訳言語	有・無	①
その他参考事項	有・無	・職務質問開始時間 0時10分 ・1時28分から1時56分の間 指紋採取及び写真撮影等実施

ウ 参考人の取調べ

(ア) 被害者、目撃者等、参考人の取調べを行い、

(イ)

(ウ) 被害者及び参考人を招致する際は、深夜に呼び出すなど迷惑のかからないように配意するとともに、目撃者等の参考人を招致した場合は、旅費の支給手続きについて検討する。

エ 被疑者、参考人の呼び出し

都合により取調べができないとき又は取調べが完了しないときは、捜査主任官に報告するとともに、呼出簿を作成し、日時及び場所を指定して招致する。

オ 被疑者又は参考人等が任意提出した被害品等の処理

(ア) 任意提出者に簡易書式例「任意提出書・領置調書・仮還付請書（甲の1）」

（以下「任意提出書等（甲の1）という。」）【参考資料6】の提出物件欄を記載させ、領置調書を作成する。

この場合、提出物件欄の提出者処分意見欄は、「被害者に返してください。」等と記載させる。

なお、証拠品として送致すべき物件については、「いりません。」等と所有権を放棄する旨を明記させ、基本書式例の所有権放棄書を作成させる。

押収物の所有権の無い提出者からの任意提出については、所有権放棄書中の「所有権」の不動文字2か所を「還付請求権」と加除訂正し、還付請求権放棄書を作成する。

(イ) 任意提出者に、基本書式例の押収品目録交付書を交付する。

記載例	還付請求権	被疑者
		罪名
(所有権) 放棄書		
平成〇〇年〇月〇日		
大阪府	警察署	
司法警察員		殿
警視正		
住居		
還付請求権 氏名		
下記目録の物件について(所有権)を放棄します。		

カ 遺留証拠品等の措置

被疑者が遺留したと認められる証拠品があるときは、第三者の立会いの下に領置する。

なお、遺留領置した場合、「任意提出書」の空欄に斜線を引き、押印する。

キ 指掌紋記録等及び被疑者写真記録の作成と、口腔内細胞の採取

検査主任官の指揮の下に、被疑者の承諾を得て、指掌紋記録等及び掌紋記録等並びに被疑者写真記録を作成するとともに、口腔内細胞を採取する。

ク その他の検査

必要があると認められる場合は、現場の状況、被疑者の供述、目撃者等について、裏付検査及び実況見分を実施する。

(6) 検査主任官による検査管理と具体的指示

指定された検査主任官は、事件概要を把握した上、総合検査支援システムにより事案ファイルの登録等を行うとともに、検査に当たる地域警察官に検査手順及び手続き等について次のとおり具体的な指揮に当たる。

ア 事件主担当課との連携

当該簡易書式例対象事件を最終的に送致する事件主担当課と連携を密にし、指導を受けながら検査を進める。

イ 取調べ関係

(ア) 取調べを担当する地域警察官に、監督対象行為に該当する行為や取調べ時間について指導し、監督対象行為の絶無を図る。

なお、取調べ経験が少ない地域警察官が取調べる場合は、取調べ室内に入って、取調べの状況を確認するために立会い、必要に応じて取調べ官に指導、指示を行う。

なお、その場合は取調べ状況報告書の「その他参考事項」欄に、「立会者〇〇〇〇 〇〇時〇〇分～〇〇時〇〇分」と記載する。

(イ) 取調べ状況報告書を作成したときは、その写しにより警察署長の決裁を受け、犯罪事件処理簿に編録して保存する。

ウ 押収物の還付・仮還付

押収物の還付・仮還付については、次により検査主任官が行う。

(ア) 押収品のうち公判廷で利用する見込みがなく、かつ、没収の対象とならないものについては還付する。

なお、還付する場合には、任意提出書（甲の1）又は任意提出書（甲の2）の仮還付請書欄の不動文字「仮」及び「必要なときはいつでも提出します。」を削り、還付請書として使用する。

(イ) 押収品の所有者、保管者又は差出人の請求があるときは、仮還付請書を作成し、押収物を仮還付することができる。

エ 指掌紋記録等及び被疑者写真記録の作成及び口腔内細胞採取

検査主任官は、被疑者の指掌紋採取及び写真撮影について被疑者の任意の承諾状況を確認し、指掌紋記録等及び被疑者写真記録の作成及び口腔内細胞採取の適否を判断したうえ、指示する。

オ 身柄を引き渡す場合の措置

この措置については、捜査主任官が直接行うことが望ましいが、何らかの理由で行えない場合は、取扱い警察官を指揮して行わせてもよい。

(ア) 親族、雇主その他被疑者を監督する立場にある者、又はこれに代わるべき者を呼び出す。

(イ) 身分証明書等を呈示させ、被疑者との間柄を確認する。

(ウ) 今後の監督につき必要な注意を与える。

(エ) 身柄引請書の内容を確認させた後、所要事項の記載及び署名・押（指）印を求める。

カ その他の捜査

捜査主任官は、現場の状況、被疑者及び目撃者等の供述等から裏付捜査及び実況見分の必要性の有無の判断を的確に行い、

指示を行う。

(7) その他作成する書類等

ア 照会書類の作成

(ア) 前科照会

検察庁に照会する際は、写しを一部添付する。

(イ) 身上調査照会

警察署の所在地及び警察署名を記載した返信用封筒（切手を貼付したもの）及び「捜査関係事項照会を行う場合の依頼文の同封について」（平成17年5月27日例規（府民・生総・地総・刑総・交総・備総）第77号）で定める依頼文を宛先に応じて作成し、同封すること。

イ 犯罪統計原票の作成

(ア) 刑法犯認知情報票

未届事件の場合にのみ作成する。

(イ) 刑法犯検挙情報票又は特別法犯検挙情報票

(ウ) 刑法犯被疑者情報票（成人）又は特別法犯被疑者情報票

ウ 手口記録の作成

地域警察官が取り扱う簡易書式例対象事件のうち、

について、被疑者の取調べをした警察官が手口記録を作成する。

エ 被疑者カードの作成

事件捜査に従事した地域警察官が、捜査が終了し、被疑者の身元が判明した時点において作成する。

オ 犯罪事件処理簿の作成

捜査主任官が作成し、総合捜査支援システムに登録する。

カ 送致書の作成

捜査主任官は、捜査終了時に送致書を作成する。

(8) 送致書類の編冊

作成書類は、日付け順に、おおむね次の順序で編冊する。

ア 送致書 【参考資料10】

イ 犯罪捜査（事実現認）報告書

ウ 被害届

エ 任意提出書、領置調書、仮還付請書

オ 参考人供述調書

カ 取調べ状況報告書

キ 被疑者供述調書

ク 捜査復命書

ケ 個人照会結果復命書

コ 前科照会書（回答書）

サ 身上調査照会回答書

シ 身柄引請書

3 決裁

捜査が完結した後、地域課長は、事件指揮簿（送致一件書類及び犯罪事件処理簿を添える）により署長決裁を受けた後、送致書に警察署長名の署名・押印を受ける。

なお、署長決裁を受ける前に、捜査主幹課から作成書類の確認を受けること。

4 引継ぎ

地域課長は、

関係書類すべてを引き継ぐ。

なお、事件指揮簿については、地域課において保管する。

参考資料 1

別記様式第30号(第2条関係)
(微罪処分手続書用紙)

(その1)

署長	副署長	課長	課長代理	係長	検察官報告	年月日	微第	号
微罪処分手続書								
検挙年月日		年月日						
		大阪府 警察署						
検挙者		司法 (印)						
被 疑 者	本籍							
	住居							
職業								
ふりがな 氏名								
年齢	年月日生 (歳)							
犯 罪 事 実 の 要 旨								
犯歴 (指名手配) 照会結果								

供述書

- 1 私は、自分の意思に反して供述しなくてもよいことを告げられようわかりました。
- 2 私は、ただ今読み聞かせていただきました犯罪事実のとおり罪を犯したこと間に違ひありません。
- 3 このことにつきましては悪いことをしたと反省しています。
- 4 今後は再びこのような過ちを犯さないことを誓います。

年 月 日

住居

氏名

(印)

大阪府

警察署長 殿

請

書

上記の者 に対して、今後は十分戒め、再びこのようなことがないよう私が責任をもって監督します。

年 月 日

住所

職業

(電話) - - -)

本人との関係

氏名

(印)

(年)

大阪府

警察署長 殿

処分の際の 処置	被疑者に対し、厳重に訓戒を加えて、将来を戒める とともに、被害者に対する被害の回復、謝罪その他 適当な方法を講ずるよう諭した。 親権者、雇主その他被疑者を監督する地位にある者 又はこれらの者に代わるべき者を呼び出し、将来の 監督につき必要な注意を与えて、その請書を徵した。	司法
-------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----

被 害 者 供 述 書

私は、ただ今説明を受けましたとおり
被害を受けました。

の

年 月 日

住 所

職 業

(電話 ー ー ー)

氏 名

印

(歳)

大阪府

警 察 署 長 殿

事件処理

大 阪 府

警 察 署

担当者

司法

印

参考資料 2

(簡) 様式第6号

(甲の1)

供述調書

被 疑 者	本籍		
	住居	(電話 - - - - -)	
	職業・勤務先	(電話 - - - - -)	
	氏名、年齢	年月日生(歳)	
取調官	大阪府 司法	警察署	(印)
取調べ及び 作成の日、場所	平成 年 月 日		

上記の者に対する 被疑事件につき、本職は、あらかじめ被疑者
に対し、自己の意思に反して供述をする必要がない旨を告げて取り調べたところ、任意次の
とおり供述したので、これを録取して読み聞かせたところ、誤りのないことを申し立て本調
書末尾に署名 印した。

出生地	
前科	
犯罪前歴	
学歴	
経歴	
資産	
月収	

家族関係その他

参考事項

犯罪事実関係

参考資料3

(簡) 様式第6号の2

(甲の2)

供述調書

被 疑 者	本籍			
	住居	(電話) - - -)		
	職業・勤務先	(電話) - - -)		
	氏名、年齢	年月日生(歳)		
取調官	大阪府 警察署 司法			
取調べ及び 作成の日、場所	平成 年 月 日			
上記の者に対する <input type="checkbox"/> 被疑事件につき、本職は、あらかじめ被疑者に 対し、自己の意思に反して供述をする必要がない旨を告げて取り調べたところ、任意次の とおり供述したので、これを録取して読み聞かせたところ、誤りのないことを申し立て本 調書末尾に署名 印した。				
出生地	私が生まれた所は、			
前犯 罪前 科歴	前科前歴は、 <input type="checkbox"/> ありません。 <input type="checkbox"/> あります。 ()			
学 歴				
資 産	資産は、 <input type="checkbox"/> ありません。 <input type="checkbox"/> あります。 ()			
月 収	月収は、 <input type="checkbox"/> ありません。 <input type="checkbox"/> 万円くらいです。			
家 族 そ の 考 事 項				
犯 罪 事 実 関 係				
現在の心境等				

- (注意) 1 本書は、 [] に限り用いることができる。
 2 口印のある欄については、該当の口印の中に ✓ を付けること。

參考資料 4

(簡) 樣式第7号

供述調書(乙の1)

供 述 者	住 居	(電話	—	—)
	職業・勤務先	(電話	—	—)
	氏名・年齢	年	月	日生	(歳)
取 調 官	大阪府	警察署			
取 調 べ 及 び 作 成 の 日 , 場 所	司法	(印)			
平成 年 月 日					

上記の者は、本職に対し、任意次のとおり供述したので、これを録取して読み聞かせたところ、誤りのないことを申し立て本調書末尾に署名 印した。

参考資料 5

(備) 様式第7号の2

(その1)

供述調書(乙の2)

供 述 者	住 居	(電話) _____
	職業・勤務先	(電話) _____
	氏名、年齢	年 月 日生 (嶺)
取 調 官	大阪府 警察署 司法	(印)
取調べ及び 作成の日、場所	平成 年 月 日	

上記の者は、本職に対し、任意次のとおり供述したので、これを録取して読み聞かせたところ、誤りのないことを申し立て本調書末尾に署名 印した。

印

- (注意) 1 本書は、[]に限り用いることができる。
2 □印のある欄については、該当の□印の中にレを付けること。

参考資料 6

(簡) 様式第4号

任意提出書・領置調書・仮還付請書 (甲の1)

任 意 提 出 書		平成 年 月 日		
大阪府 警察署 司法		殿		
住 居				
職 業		(電話) - - - - -		
氏 名		(印) (年)		
下記物件を任意に提出します。用済みの上は、処分意見欄記載のとおり処分してください。				
提 出 物 件	品 名	数 量	提 出 者 処 分 意 見	備 考

(注意) 還付不要の物件には、提出者処分意見欄に必ず「所有権を放棄する。」旨明記させること。

領 置 調 書		平成 年 月 日				
大阪府 警察署 司法		(印)				
被疑者	に対する	被疑事件につき、本職は、 において、				
平成 年 月 日						
<input type="checkbox"/> 差出人が任意に提出した						
<input type="checkbox"/> が遺留したと認めたので次の者を立ち会わせて		下記目録の物件を領置した。				
立会人(住居、職業、氏名、年齢)						
押 収 品 目 錄						
符 号	番 号	品 名	数 量	差出人(遺留者)の 住 居, 氏 名	所有者の住居, 氏 名	備 考

(注意) 1 符号は、証拠品目録によって付ける押収物の整理番号である。

2 檢察官に送らないで処分したものについては、その旨を備考欄に記入すること。

3 □印のある欄については、該当の□印の中に ✓ を付けること。

4 上部欄外の領置番号は、検察庁で記入する。

仮 還 付 請 書		平成 年 月 日		
大阪府 警察署 司法 警察員		殿		
住 居				
氏 名		(印)		
下記目録の物件の 仮還付を受け、領収しました。必要なときはいつでも提出します。				
目 錄				
符 号	番 号	品 名	数 量	備 考

(注意) 還付に用いるときは、「仮」及び「必要なときは・・・。」を削ること。

取扱
者印

参考資料 7

(簡) 様式第4号の2

任意提出書・領置調書・仮還付請書(甲の2)

任 意 提 出 書		平成 年 月 日
大阪府	警察署 司法	年 殿
住 居	職 業	(電話) - - - - -
	氏 名	印 (年)
下記目録記載の [] を任意に提出します。用済みの上は、 <input type="checkbox"/> 私に <input type="checkbox"/> 持主に 返してください。		
備 考		

(注意) 1 本書は、[] に限り用いることができる。
 2 □印のある欄については、該当の□印の中に ✓ を付けること(以下同じ。)。

領 置 調 書 甲 乙		平成 年 月 日
大阪府	警察署 司法	年 殿
被疑者	に対する []	被疑事件につき、本職は、 において、
平成 年 月 日		
<input type="checkbox"/> 差出人が任意に提出した下記目録記載の [] <input type="checkbox"/> が遺留したものと認められる下記目録記載の [] を発見したのでこれを 領置した。		
差出人、遺留者の 住 居、氏 名		
所 有 者 の 住 居、氏 名		
立会人(住居、職 業、氏名、年齢)		
備 考		

(注意) 上部欄外の領置番号は、検察庁で記入する。

解 月 日 時 分 未 届
除 受理者情報管理課 () 未即報

仮 還 付 請 書		平成 年 月 日
大阪府	警察署 司法警察員	年 殿
住 居		
氏 名		印
下記目録記載の [] の 仮還付を受け、領収しました。必要なときはいつでも提出します。		
(注意) 還付に用いるときは、「仮」及び「必要なときは・・・。」を削ること。		
取扱 者印		

目 量 記				
数 量	特	徵	備 考	
[]				

(注意) 檢察官に送らないで処分したものについては、その旨を備考欄に記入すること。

参考資料 8

(簡) 様式第5号

(その1)

実況見分調書(甲の1)

平成 年 月 日

大阪府

警察署

司法

(印)

被疑者

に対する

被疑事件につき、本職は、

下記のとおり実況見分をした。

日 時	平成 年 月 日	午 時	分から 分まで
場所、身体 又は物			
目的			
立会人 (住居、職業、 氏名、年齢)			
現場の位置 実			
現場付近の状況 況			
現場の状況 見			
経過			
参考事項			

方 位

現場付近の見取図

方 位

現 場 の 見 取 図

(注意) 現場の写真は、別葉とし、撮影者をしてその職名を記入し、署名押印させること。

参考資料9

(簡) 様式第5号の2

実況見分調書(甲の2)

平成 年 月 日

大阪府

警察署

司法

(印)

被疑者

に対する

被疑事件につき、本職は、

下記のとおり実況見分をした。

日	時	平成	年	月	日	午	時	分から 分まで
場	所							
目	的	本件犯行の状況を明らかにし、証拠を保全するため。						
立会人 〔住居、職業、 氏名、年齢〕								
現場の状況		<p>1 被害現場は、 2 立会人が指示した被害場所は、現場の見取図に×で示した地点で あつた。 3 立会人は、</p> <p>と説明した。</p>						
		方 位						
現場の見取図								
参考事項		<p>1 見分時の天候は 2 証拠資料(有・無)</p> <p>であった。</p>						

- (注意) 1 本書は、[]に限り用いることができる。
2 □印のある欄については、該当の□印の中に ✓ を付けること。

参考資料10

(その1)

(簡) 様式第8号

不拘束	現行
-----	----

閲	主任検察官
---	-------

送致書

送()第 号
平成 年 月 日
検察庁 殿

大阪府 警察署
司法警察員

(印)

下記被疑事件を送致する。

検番号	検第	号
罪名、罰条		
被疑者の氏名等		年 月 日生(歳)性別
前科	添付	月 日 照会
身上	添付	月 日 照会
外国人登録		年 月 No.
逮捕の日時		月 日 午 時 分
身柄連行	有 無	
犯罪発覚の端緒		
犯罪事実	記載のとおり	
犯罪の情状等に関する意見		
検査主任官	警電	

(注意) 左上欄外及び前科、身上、身柄連行欄の各該当部分に赤○を付け、前科・身上照会中の場合は、月日を記入すること。

(简) 横式第8号

平成 年 領第 号

証 抛 金 品 總 目 錄

符 号	品 名	数 量	差出入等の氏名	所有者 の 氏名	備 考	
					警 察	檢 察 官

書類 目録

(注意) 1 この証拠品目録は、検察官送致、保管委託（警察署保管を含む。）、仮還付の順序に記載し、
符号は一連の整理番号とすること。ただし、保管委託及び仮還付のものについては、その旨備考
(備考欄に記載すること)

2. 上部欄外の額縁番号は、検査官署名する欄に記載すること。

○微罪処分の適正な運用について

平成13年8月25日例規（刑総）第80号
改正平成27年4月10日例規（刑総）第53号

微罪処分の手続は、微罪処分手続書（大阪府警察捜査関係書類簿冊処理規程（昭和32年訓令第16号。以下「規程」という。）別記様式第30号。以下「手続書」という。）によってすべての手続を行うこととし、次により適正に運用されたい。

1 微罪処分の手続

微罪処分は、次の手続によって行うものとする。

（1）被疑者を検挙し、又はその引渡しを受けた警察官の措置

微罪処分の対象となる

その旨を刑事課長（大阪水上警察署及び関

西空港警察署にあっては生活安全刑事課長とし、執務時間外にあっては当直管理責任者とする。以下同じ。）に報告して、指揮を受けるとともに、犯罪経歴及び指名手配の有無等について照会を行うこと。

（2）微罪処分の決定等

ア 刑事課長は、前記（1）の報告を受け、微罪処分を相当と認めたときは、署長の指揮を受けて微罪処分を決定し、事件処理担当者を指定して事件の捜査に当たらせるものとする。

イ 刑事課長は、微罪処分を決定したときは、事件処理担当者に対して被疑者に対する訓戒、親権者に対する注意等必要な処置をとらせる等微罪処分の手続上必要な事項について具体的な指揮を行うこと。

ウ 微罪処分を行うときは、事件処理担当者又は事件処理担当者の指揮を受けて検挙者が手続書1部を作成し、その末尾に事件処理担当者欄に事件処理担当者が署名押印すること。

（3）地域課における微罪処分の取扱い

地域警察官は、「地域警察における微罪処分及び簡易書式例の対象事件等について」（平成21年12月18日例規（地総・刑総・生総）第82号）1に規定する微罪処分対象事件を地域課（地域交通課を含む。）において取り扱うときは、その旨を地域課長（地域交通課長を含む。以下同じ。）に報告して、指揮を受けるとともに、犯罪経歴及び指名手配の有無等について照会を行うこと。この場合において、報告を受けた地域課長は、前記（2）の規定に準じて微罪処分の決定等を行うこと。

（4）手続書の作成要領

手続書の主な欄の記載要領は、次のとおりとする。

ア 罪名

該当する罪名を○印で囲み、手口等を（ ）に記載すること。

イ 犯罪事実の要旨

犯行の日時及び場所、被害者、被害金品、犯行の手段、方法及び結果等いわゆる「六何の原則」に従って簡潔にまとめて記載すること。

ウ 発覚の端緒

エ 犯罪の動機

オ 犯歴（指名手配）照会結果

カ 微罪処分を相当とする理由及びその検討結果

微罪処分を相当とする理由について検討し、その結果、該当するときは、各項目の□の中に
レ印を付すること。

キ 供述書

ク 請書

親権者、雇主その他被疑者を監督する地位にある者又はこれらの者に代わるべき者を呼び出し、将来の監督について注意を与え、これを確認させた後、署名押（指）印を求めるこ

ケ 処分の際の措置

被疑者等に対して処置を行った警察官が、署名押印すること。

コ 被害者供述書

(5) 証拠品の処置

ア 微罪処分を行う事件の盗品等及び証拠品等は、特に必要な場合を除いて、領置又は差押えの手続をとることなく事件処理担当者が立会して、直接、被疑者から被害者又は所有者に返還させる処置をとらせること。この場合は、被害者供述書に被害品の返還を受けた旨を記載させること。

イ すでに領置又は差押えの手続をとったものについては、還付の手続をとること。

2 手続上の留意事項

- (1) 手続書以外の不必要的捜査書類は、作成しないこと。
- (2) 現行犯逮捕した事件については、微罪処分するものであっても、現行犯人逮捕手続書及び弁解録取書の作成を忘れないこと。
- (3) 現行犯人逮捕手続書、弁解録取書及び手続書の作成以前に作成された被害届書、犯罪捜査（事実現認）報告書、供述調書等の関係書類は、手続書に添付し、重複して手続書に記載しないこと。
- (4) 事件処理の完結した手続書及び関係記録は、微罪処分事件報告書（犯罪捜査規範（昭和32年国公委規則第2号）別記様式第19号）の控えと共に一括して保管しておくこと。
- (5) 微罪処分をした事件であっても、犯罪統計細則（昭和46年警察庁訓令第16号）に定める犯罪統計原票を作成すること。
- (6) 微罪処分をした事件については、犯罪事件処理簿の作成を要しない。
- (7) [REDACTED]
- (8) 微罪処分をした事件について、その後新たな事実が判明し、送致することが相当であると認められるに至ったときは、再捜査の上通常の送致手続を行うこと。

○無免許運転者等取扱要領の制定について

昭和46年9月3日例規（交指・免・試験）第52号
改正平成28年12月22日例規（免）第136号
令和4年3月31日例規（務）第47号
令和5年6月23日例規（交総）第50号
令和6年3月29日例規（高情）第53号
令和6年6月28日例規（交指）第79号

無免許運転者、運転免許証不携帯者、無許可道路占用者等に係る違反事件の処理の迅速的確を期するため、別記のとおり「無免許運転者等取扱要領」を制定したので、運用の適正を期されたい。
なお、次の通達は、廃止する。

- 1 「無免許運転等違反者の取扱要領の制定について」（昭和32年7月9日例規大警交一第665号、大警交二第571号）
- 2 「無免許運転の立証について」（昭和45年3月6日例規（交指・免）第9号）
- 3 「無免許運転者等の身上照会の実施について」（昭和45年9月8日一般（交指）第534号）

別記

無免許運転者等取扱要領

第1 無免許運転者等の身元確認

無免許運転者、運転免許証不携帯者、無許可道路使用者等の身元は、次により確認する。

1 現場における身元確認

(1)

(2)

2 身柄引請け

住所、氏名等が確認できたときは、後日の呼出し等に確実に応じるよう、違反者の保護者、配偶者、勤務先の上司等に身柄引請け及び車両引取りをさせる。

3 現場で身元が確認できないときの措置

4 運転免許証不携帯者の免許の確認

(1)

(2)

(3)

5 身元確認票の作成等

- (1) 無免許運転者、特定小型原動機付自転車の無資格運転者又は運転免許証不携帯者に係る違反事件を処理するに当たり、交通切符、交通反則切符又は点数切符（以下「交通切符等」という。）を取り扱った警察官は、前記4により身元確認を行った内容について、身元確認票（別記様式第1号）を作成し、次により措置する。ただし、身柄を拘束した者又は拘束する必要がある者については、この限りでない。

ア 交通切符により措置した場合

大阪府警察交通切符処理規程（昭和43年訓令第17号。以下「処理規程」という。）の定めるところにより、交通切符を送付し、送致し、又は引き継ぐ場合は、乙票に身元確認票を、丁票に身元確認票の写しを添付する。

イ 交通反則切符により措置した場合

大阪府警察交通反則通告事務取扱規程（昭和43年訓令第16号）の定めるところにより、交通反則切符を送付し、送致し、又は引き継ぐ場合は、乙票に身元確認票を、丁票に身元確認票の写しを添付する。

ウ 点数切符により措置した場合

大阪府警察点数切符処理規程（昭和50年訓令第19号）の定めるところにより、点数切符を保管し、又は送付する場合は、乙票に身元確認票を、丙票に身元確認票の写しを添付する。

エ 複数の交通切符等により措置した場合

違反行為が併合罪又は觀念的競合若しくはけん連犯の関係に当たる場合で、複数の交通切符等を作成するときは、運転免許証の不携帯の違反に係る交通反則切符については、前記イに準じて措置し、他の違反に係る交通切符等については、次の措置を執る。

（ア） 交通切符で措置した場合

乙票及び丁票に身元確認票の写しを添付する。

（イ） 交通反則切符で措置した場合

乙票及び丁票に身元確認票の写しを添付する。

（ウ） 点数切符で措置した場合

乙票及び丙票に身元確認票の写しを添付する。

(2)

6 留意事項

(1)

(2)

第2 関係市区町村長に対する身上照会

1 身上照会を実施する場合

(1)

(2)

2 照会及び確認の方法

(1)

ア

（ア）

（イ）

イ

(2)

ア

イ

(3) 確認方法の明確化

3 事件送致等の特例

- (1) 交通警察官室に引き継いで送致する事件のうち、本籍地市区町村からの身上調査回答書が交通警察官室への引継日までに到達していないものについては、交通切符乙票に身上調査回答書が未着である旨の付せんを付して引き継ぎ、身上調査回答書は、到達後直ちに追送する。
- (2) 前記(1)の引継ぎを受けた交通警察官室は、身上調査回答書の追送を待って事件記録に添付し、被疑者の出頭日に事件を送致する。ただし、身上調査回答書が交通警察官室に到達する前に被疑者が出頭したときは、必要な取調べのみを行うこととし、身上調査回答書が到達した時点において送致する。

第3 無免許運転の立証

無免許運転者については、次により警察庁情報処理センター（以下「情報処理センター」という。）に対する照会を行い、無免許の事実を立証し、自白を補強する。

なお、16歳未満の者については、免許証が交付されないので、無免許の事実を立証する必要はない。

1 運転免許の有無等に関する照会

(1) 交通警察官室引継事件

ア 無免許運転者を検挙した警察官から報告を受けた交通指導課長、交通機動隊長、高速道路交通警察隊長、方面機動警ら隊長、鉄道警察隊長又は警察署長（以下「関係所属長」という。）は、交通切符（丁票を除く。）及び運転免許の有無等に関する照会結果書（別記様式第3号。以下「照会結果書」という。）とともに、交通指導課長又は交通警察官室の所在地を管轄する警察署長（以下「主管所属長」という。）の定める日までに交通警察官室に引き継ぐ。この場合、照会結果書には、事件番号及び違反者氏名を記載し、照会者（違反登録票又は事故登録票の作成者）が署名押印しておく。

イ 関係所属長は、交通切符丁票及び作成した違反登録票又は事故登録票（運転免許の行政処分事務処理要綱（昭和44年9月26日例規（免）第61号。以下「処理要綱」という。）別記様式第1号の2）を運転免許課長に送付する。この場合、違反登録票又は事故登録票には、上欄余白に「無免許」と朱書するとともに、下欄余白に情報処理センターからの通報回答があった場合における連絡先（電話番号）を記入する。

(2) 直接送致事件

関係所属長は、違反登録票、違反・事案登録票（処理要綱別記様式第1号）又は事故登録票を作成し、検挙の日から起算して7日以内に交通切符丁票又は現認報告書、供述調書等関係書類及び人身事故用行政処分原票（処理要綱別記様式第7号）とともに運転免許課長に送付する。この場合、前記(1)のイの後段と同様の措置を執る。

2 運転免許の有無等に関する回答

運転免許課長は、情報処理センターから運転免許の有無等に関する回答を受理した日に関係所属長に対し電話回答する。ただし、前記1の(1)の交通警察官室引継事件については、当該事件

を処理する主管所属長に対し回答する。

3 照会結果書の作成

関係所属長又は主管所属長は、運転免許課長からの回答に基づき、照会結果書を作成する。この場合、直接送致事件の照会結果書の照会者欄には、違反登録票、違反・事案登録票又は事故登録票作成者が署名押印する。

4 有免許該当者の免許種別等の確認

前記2の回答が運転免許を有する者である旨の回答である場合は、次の措置を執る。

- (1) 被疑者と回答に係る者とが別人であることが確認されたときは、被疑者と回答に係る者とが別人であることを明らかにする検査報告書を作成し、照会結果書に添付する。
- (2) 被疑者と回答に係る者が同一人であることが確認され、さらに免許種別外の運転又は審査未済免許による運転であると認められたときは、そのことを検査者が明確にしているものを除き、運転免許証に関する調査報告書（処理規程様式第9号）を作成し、照会結果書に添付する。

5 急を要する場合の措置

無免許運転違反者を逮捕し、身柄付送致をする場合等で急を要するときは、その都度、速やかに事件処理関係所属において運転免許課に対し、即時処理による免許・不適格事実照会を依頼し、その回答結果に基づき、照会結果書を作成する

ただし、執務時間外の照会結果については、執務時間内に回答する。

6

7 交通切符の引継日等の指定

主管所属長は、無免許運転に係る交通切符の交通警察官室への引継日及び無免許運転者の交通警察官室への出頭日を原則として次により指定する。

(1) 交通切符の引継日

検挙の日から起算して7日以内の日

(2) 違反者の出頭日

検挙の日から起算して11日（交通警察官室に対し、運転免許の有無に関する回答がある日）を経過した日以後7日以内の日

第4 経過措置

「無免許運転者等取扱要領の一部改正について」（令和6年6月28日例規（交指）第79号。以下「一部改正例規」という。）の実施の際現に一部改正例規による改正前の無免許運転者等取扱要領により定められた様式の用紙で残存するものは、当分の間、所要の調整を行った上、改正後の無免許運転者等取扱要領により作成したものとして使用することができる。

前文（抄）（令和4年3月31日例規（務）第47号）

令和4年4月1日から実施することとしたので、了知されたい。

前文（抄）（令和5年6月23日例規（交総）第50号）

令和5年7月1日から実施することとしたので、了知されたい。

前文（抄）（令和6年3月29日例規（高情）第53号）

令和6年4月1日から実施することとしたので、了知されたい。

前文（抄）（令和6年6月28日例規（交指）第79号）

令和6年7月1日から実施することとしたので、了知されたい。

別記様式第1号

身元確認票		
確認対象者 (自称)	住所	
	氏名	
	生年月日	年 月 日生 (歳)
	電話番号	
確認方法	<input type="checkbox"/> []	
	<input type="checkbox"/> []	
確認結果	<input type="checkbox"/> その他 []	
	<input type="checkbox"/> 確認対象者欄記載のとおりであることを確認した。 <input type="checkbox"/> 身元の確認ができなかった。 <input type="checkbox"/> 参考事項 []	
確認年月日	年 月 日	
確認者	大阪府 警察署・課・隊 司法	㊞

注：1 生年月日は、元号を冠して記入すること。
 2 該当する□に○印を付すること。

別記様式第2号

大蔵省 司法警察課・課・係長 監視 署	年 月 日				
大蔵省 司法警察課・課・係長 監視 署	年 月 日				
身 上 保 険 税 種 告 告 書					
道路交通法違反(被疑者)。					
上記の者に対する強制減免事件につき身上海上照査をした結果は、次のとおりですから報告します(該当事項)。					
調査年月日	年 月 日				
調査調査先	府 県 市	区	町 村	番 号	姓 (氏)
調査調査方法	<input type="checkbox"/> 身上海上調査所会員 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> その他				
調査調査内容	<input type="checkbox"/> 本籍 <input type="checkbox"/> 住 所 <input type="checkbox"/> 氏 名 <input type="checkbox"/> 生年月日				
調査調査結果	<input type="checkbox"/> 交通切符記載のとおり。 <input checked="" type="checkbox"/> 下記のとおり。 <input type="checkbox"/> 再調査のと交渉明瞭化再作成した。				
質 打 正	訂 正 事 項				
本 銘					
出 生 地					
住 所					
氏 (姓 姓)	(男・女)				
生 年 月 日	年 月 日 生				
備 考					

注: 被疑者が外国人で在留カード等の番号が付記している場合は、備考欄に記入すること。

事件番号

運転免許の有無等に関する照会結果書

交通事件原票(番号)の違反者に対する運転免許の有無等について情報処理センターに照会した結果は、次のとおりである。

- 違反当日は、免許登録されていなかった。
 免許登録されていた(免許外)

免許の種類

免許証番号 第 号

交付年月日 年 月 日

交付公安委員会 公安委員会

- 年 月 日から 日間免許停止中であった。

(処分公安委員会 公安委員会)

照会者	署・課・隊 司法	⑩
回答者	運転免許課	
回答受理年月日	年 月 日	
回答受理者	署・課・隊	⑪

Work Topics

※Work Topicsとは、「仕事を進める上で知っておくべき語り種」の意味です。

令和5年1月27日
交通捜査課
第 1 2 6 号

人定確認の徹底について

人定確認を確實に行なうことは、交通捜査員【警察官】としての基本です。

少しでも人定事項に疑問点や確認不足がある場合は、なりすましや無免許運転の疑いをかけ、以下のような捜査を実施して必ずその疑問点等を解決し、確實に人定を特定しましょう。



大阪A太郎



大阪B次郎

俺双子やけど無免許やし…。
免許持ってる弟の名前を言うとこ

私の名前は大阪A太郎です。
生年月日は○年○月○日です。

決して被疑者の言いなりにならず、以下の確認事項を確實に実施して

人定確認を徹底する

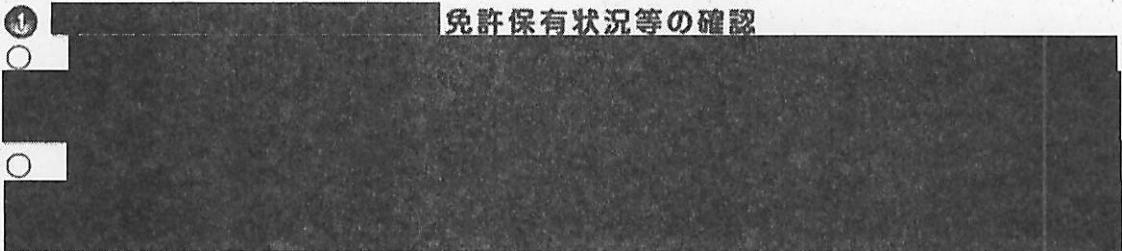


事故発生現場等における確認

免許保有状況等の確認

ステップ

1

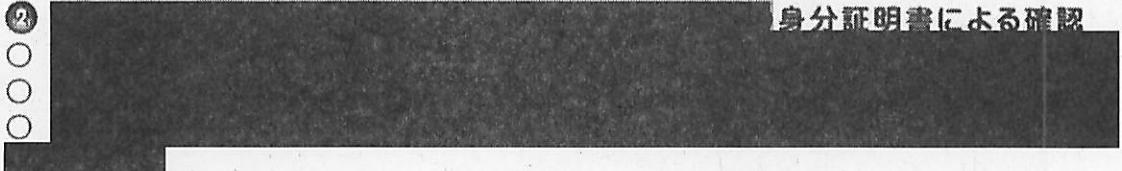


ステップ2で確実に身元を確認

ステップ

2

身分証明書による確認



ステップ3で身元を確認

ステップ

3

電話による確認



身元を確認する際には以上のとおり「無免許運転者等取扱要領の制定について」(昭和46年9月3日例規(交指・免・試験)第52号の運用により実施する。

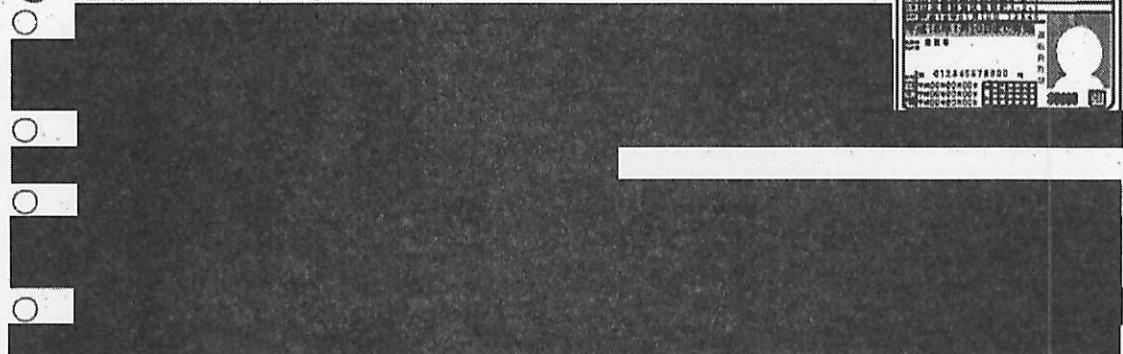
次へ

事後捜査等における確認

① 運転免許証の確認

ステップ

1



ステップ

2

② 身柄引請人による確認

- 身柄引請は原則親族からとし、やむを得ず親族以外の知人等を身柄引請人とする場合であっても、身柄引請人から対象者の人定確認を行う。
- 身柄引請人の人定確認についても、[REDACTED] 身分証明書で行う。



ステップ

3

③ 事件送致前の幹部による確認

- 各級幹部は決裁時等において、
 - ・人定確認が確実に行われているか
 - ・自称だけで人定を特定していないか等を確認する。
- 確実に確認できていない場合は、このワークトピックスに記載された確認方法等による人定確認を徹底させる。



【人定確認の徹底について（通知） 令和5年1月19日 交捜第80号参照】

(この係 [REDACTED])

2/1
令和6年●月●日廃棄
交 捜 第 ● 号
令和5年1月●日
19
AO

関係各所属長殿

交通捜査課長

人定確認の徹底について（通知）

現在、交通事故事件捜査において、無免許運転者及び運転免許証不携帯者等取扱い時に、当該運転者の人定確認を「無免許運転者等取扱要領の制定について」（昭和46年9月3日例規（交指・免・試験）第52号）等により行っているところですが、依然として確實な人定確認を怠ったことにより氏名冒用事件に発展する事案が後を絶たない状況にあることから、次により人定確認を徹底してください。

1 事故発生現場等における確認

(1) [REDACTED] 免許保有状況等の確認

ア

イ

(2) [REDACTED] 身分証明書による確認

ア

イ

ウ

(3) [REDACTED] 電話による確認

ア

イ

ウ

エ

2 事後捜査等における確認

(1) [REDACTED] 運転免許証の確認

ア

イ

ウ
二

(2) 身柄引讀人による確認

ア 身柄引請は原則親族からとし、やむを得ず親族以外の知人等を身柄引請人とする場合であっても、身柄引請人から対象者の人定確認を行ってください。

また、身柄引請人の人定確認についても、[REDACTED] 身分証明書で行ってください。

イ 事件送致前の確認

各級幹部は決裁時等において、人定確認が確實に行われているか、自称だけで人定を特定していないか等を確認してください。

確実に確認できていない場合は、前記1、2の方法による人定確認を徹底してください。

以 上

(この係 交通捜査課)

交05-●●

簡易処理票

取受・起案 <u>令和5年 1月19日</u>	受文番号 <u>80</u>	年 <u>2</u> 月 <u>1</u> 日 廃棄 <u>80</u>
決裁・施行 <u>令和5年 1月19日</u>	文書分類記号 <u>058.8-00</u>	第 <u>●</u> 号
保存期間 <input type="checkbox"/> 3年 <input checked="" type="checkbox"/> 1年 <input type="checkbox"/> ()年	簿冊番号 <u>80-300</u>	5年 1月 <u>●</u> 日
廃棄期日 <u>令和7年 1月1日</u>	起案係・氏名 <u>山岡道印</u>	19

所属長

調査官

管理官

捜査課長



不携帯者等取扱い時に、
て」(昭和46年9月3日
が、依然として確実な
たない状況にあること

から、次により人定確認を徹底してください。

1 事故発生現場等における確認

(1)

免許保有状況等の確認

ア
イ
ウ
エ

(2)

身分証明書による確認

ア
イ
ウ

(3)

電話による確認

ア
イ
ウ
エ

2 事後捜査等における確認

(1) 運転免許証の確認

ア
イ